

川西小学校 P T A 規約

(保 存 版)

富田林市立川西小学校 P T A

この規約は大切に保管ください。

川西小学校PTA規約

【第1章 名 称】

第 1 条 本会は富田林市立川西小学校PTAと称する。

第 2 条 本会は事務所を富田林市立川西小学校内におく。

【第2章 目的及び活動】

第 3 条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を遂げるため、次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活指導や福祉の向上に協力する。
2. 学校の教育的環境の整備に努める。
3. 会員が互いに教養を高め親睦を図る。
4. その他、本会の目的を遂げるための必要な活動をする。

(本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について「個人情報取扱規則に定め適正に運用するものとする。')

【第3章 方 針】

第 5 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とするような行為を行わない。
2. 本会は自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配・統制・干渉を受けない。
3. 学校の人事、その他管理運営に干渉しない。

【第4章 会 員】

第 6 条 本会の会員は次のとおりである。

1. 本校に在籍する児童の父母または保護者。
2. 本校に勤務する教職員。

第 7 条 本会の会員は会費を納めることを原則とする。但し、事情により会費を免除することができる。

第 8 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

【第5章 会 計】

- 第9条 本会の経費は、会費及びその他をもって支弁する。
- 第10条 会費は会員1名につき月額150円を12ヶ月分とする。但し、特別の事情がある時は考慮する。
- 第11条 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第12条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【第6章 役 員】

- 第14条 本会に下記の役員をおく。
- | | | |
|------|----|------------------------|
| 会 長 | 1名 | 児童の父母または保護者。 |
| 副会長 | 3名 | 上に同じ。 |
| 書 記 | 3名 | 児童の父母または保護者より2名と教職員1名。 |
| 会 計 | 2名 | 児童の父母または保護者より1名と教職員1名。 |
| 会計監査 | 2名 | 児童の父母または保護者より1名と教職員1名。 |
- 第15条 役員任期は1ヵ年とする。(但し、役員会の承認を得れば継続できる)
- 第16条 役員構成は次のようにする。
- 新6年～新2年の児童の父母または保護者より8名、教職員の3名からなる。
- (但し、現役員会の推薦があれば、新1年生の保護者も認める。)
- 第17条 役員選出方法、選出時期は、次のとおりとする。
1. 11月に新6年～新2年の児童の父母または保護者より役職ごとの立候補を募り、重なった場合は話し合いにより決める。希望の役職につけなかった場合は取り消しも可能とする。8名、教職員の3名からなる。
- (但し、現役員会の推薦があれば、新1年生の保護者も立候補できる。)
2. 立候補で決まらない場合は、12月～1月に各学年で集まり話し合いで決める。
(新6年は2名、新5年は2名、新4年は2名、新3年、新2年は各学年1名)
但し、総会で承認されるまでに欠員(転出、病気等)がでた時の為に補欠を選出。
- 新6年より2名【会長、副会長(母代)】 新3年より1名【会計】
新5年より2名【副会長(交通)、(人権)】 新2年より1名【会計監査】
新4年より2名【書記】
3. 役員選出事務は役員、各専門委員の正副委員長、学年代表者が選挙管理委

員会として業務を行う。

第18条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を司り、総会・集会・委員会を召集することができる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行する。
3. 書記は会の庶務にあたり、総会・集会の議事並びに本会の活動についての記録をし、会員に知らせる。
4. 会計は、
 - ①総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
 - ②会計簿を保管し、求めがあれば何時でも会員の閲覧に供する。
 - ③総会に会計監査を得た決算報告をする。

【第7章 専門委員】

第19条 本会に下記の専門委員をおく。

学年委員、環境整備委員。

第20条 各専門委員の正副委員長、学年代表者の選出方法、選出時期は次のとおりとする。

1. 12月に新6年～新2年の児童の父母または保護者より役職ごとの立候補を募り、重なった場合は話し合いにより決める。希望の役職につけなかった場合は取り消しも可能とする。(但し、現役員会の推薦があれば、新1年生の保護者も認める。)
2. 立候補で決まらない場合は、12月～1月に各学年で集まり話し合いで決める。
学年代表者・・・各学年1名、新1年については4月の委員選出時。
正、副学年委員長・・・選ばれた新6年～新2年の学年代表者、5名の話し合いで決める。
その他の正、副委員長・・・新5年～新2年より 各学年1名
役職は選挙管理委員会で選出前に決める。
3. 各専門委員の正副委員長、学年代表者の選出事務については、役員、各専門委員の正副委員長、学年代表者が選挙管理委員会として業務を行う。

第21条 各専門委員の選出方法は次のとおりとする。

1. 学年委員は、1学年4名(学年代表者を含む)とする。また、1クラスしかない学年については2名程度とする。
但し、欠員(転出、病気等)が出た時の為、1学級 補欠1名を選出。

新1年生については4月の委員選出時。

2. 環境整備委員は、1学年2名程度（正、副委員長が出た学年は0～1名）とし、12月～1月に学年集会を開き話し合いで決める。但し、欠員（転出、病気等）が出た時の為、1学年で補欠1名を選出。新1年生については4月の委員選出時。

3. 各専門委員の選出事務については、役員、各専門委員の正副委員長、学年代表者が選挙管理委員会として業務を行う。

【第8章 会計監査】

第22条 会計監査は総会で承認されるまでに欠員（転出、病気等）がでた時の為に補欠1名を前年度役員より互選としていたが、令和2年度より新たに選出することとする。任期、選出方法、選出時期、補欠選出は【第6章 役員】に同じ。
（但し、再任を妨げるものではない）

第23条 会計監査は本会の経理を監督し、監査の結果を総会で報告する。

【第9章 総会及び集会】

第24条 総会は本会の最高決議機関で、会員をもって構成する。
但し、必要あるときは学年別に学級集会、学年集会を開くことができる。

第25条 総会は年1回以上開く。運営委員会、各専門委員会の集会は随時開く。

第26条 次の事柄は、必ず総会にかける。

1. 役員の選出、並びに辞任の承認。
2. 監査で得た決算の承認。
3. 事業計画ならびに予算の審議。
4. 規約の改正。
5. その他の重要事項。

第27条 総会は全家庭数の5分の1以上の出席で成立する。欠席者の委任状は認める。
但し、議案は出席者の過半数の賛同で議決される。

第28条 役員会が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求があった場合には臨時に総会を開催しなければならない。

第29条 事情やむを得ないで総会を開催できない時は、運営委員会をもって総会に代えることができる。但し、この場合は次期総会で承認を得なければならない。

【第10章 運営委員会】

第30条 運営委員会は本会の役員と各専門委員の正副委員長と学年代表者4名、教職員によって構成する。

第31条 運営委員会の任務は次のとおりである。

1. 事業計画の調整、審議。
2. 総会に提出する議案報告書の作成。
3. 年度予算の編成。
4. その他、本会の活動についての事務処理。

第32条 運営委員会は随時会長がこれを召集する。

第33条 運営委員会は2分の1以上の出席者で成立し、議案は出席者の過半数の賛同で議決される。

【第11章 専門委員会】

第34条 専門委員会は専門委員によって構成する。但し、担当として教職員が1～2名つく。

第35条 専門委員会の任務は次のとおりである。

1. 事業計画の立案、調整、審議。
2. 事業計画の実行にともなう処理。

【第12章 規約の改正】

第36条 本規約は総会で出席者3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

付 則 この規約は平成9年4月1日より実施する。

付 則 平成13年1月30日 改正

付 則 平成14年3月2日 改正

付 則 平成15年10月16日 改正

付 則 平成18年4月27日 改正

付 則 平成20年4月30日 改正

付 則 平成22年12月2日 改正

付 則 平成24年4月27日 改正

付 則 平成26年5月2日 改正

付 則 平成27年10月17日 改正

付 則	平成30年4月20日	改正
付 則	平成31年4月19日	改正
付 則	令和2年5月15日	改正
付 則	令和5年4月24日	改正

P T A 慶弔内規

会員及び関係者の見舞い並びに弔慰金は次の通りとする。

《児童》

第1条 児童死亡の時、香儀料 10,000 円とともに榊一對をおくる。

- ・ 全役員、全委員に通知する。
- ・ 役委員代表、学校代表、学級担任、通夜に参列する。
- ・ 役委員代表、学校代表、学級担任、児童代表が葬送する。

《父母・保護者》

第2条 父母・保護者死亡の時は、香儀料 10,000 円とともに榊一對をおくる。

- ・ 全役員、ならびに当該専門委員に通知する。
- ・ 役委員代表、学校代表、通夜に参列する。
- ・ 役委員代表、学校代表、児童代表が葬送する。

《教職員》

第3条 教職員の弔事は、父母・保護者の弔事に準ずる。

《その他》

第4条 以上の規定に該当しない事項に関しては、会長が臨機の処置をする。

第5条 返礼は一切辞退する。

【慶弔内規の改正】

第6条 本内規は運営委員会の出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

付 則 この内規は平成9年4月1日より実施する。